

求職者の方へ

かつらぎ町無料職業紹介所

1. 求職票の提出について
 - ・ 求職票の提出は、原則として就業実施可能日の1週間前以上とします。ただし、求人者の都合がつく場合に限り、求職申込みから1週間以内の雇用も可能とします。
2. 雇用契約について
 - ・ 本紹介所から求人者への紹介を行った上、求人者と求職者の間で面接・面談を行っていただきます。その結果、両者の間で了承されれば、求人者が作成した雇用契約書の内容について再度双方で確認し、雇用契約書に押印します。
 - ・ 採否の結果を本紹介所に報告して下さい。
3. 過去に雇用関係のあった求人者との再雇用契約について
 - ・ 継続して雇用してもらいたい場合は、改めて求職票を提出して下さい。
4. 休息等について
 - (一般)
 - ・ 各事業者の規定により休息を取ってください。
 - (農業、屋外作業関係)
 - ・ 作業の合間に休息を取って下さい。また、暑い時期の水分補給や夏場・冬場の服装等自らの身体への配慮を十分に行ってください。
5. 業務に従事できなくなった場合について
 - ・ 体調不良等により、業務に従事できなくなった場合は、速やかに雇用者へ直接その旨を連絡して下さい。
6. 作業時の注意について
 - ・ 作業を行う前に、雇用者に作業現場の状況及び作業の手順等を必ず確認して下さい。また、機械を使用して作業を行う場合は、使用する機械の説明及び使用方法等を雇用者に十分確認した上で作業を行ってください。
7. 災害・事故の対処について
 - ・ 雇用期間中の災害、事故に備えて、傷害保険等に加入して下さい。
8. 賃金及び支払いについて
 - ・ 和歌山県最低賃金額は、時給859円（令和3年10月1日発効）で、これを下回ることはできません。
 - ・ 法律により、現物支給は禁止されています。
9. 雇用契約後のケガ・事故等について
 - ・ 作業中にケガ、事故等を起こした場合、周りに助けを求め、迅速かつ適切に対応して下さい。また、ケガ、事故等が発生した場合において、本紹介所は、一切責任を負いませんので、ご了解下さい。
10. 契約不履行の場合
 - ・ 契約内容に関する事等で、信用に関わる事態が発生した場合、指導によっても改善が図られない場合は、登録を抹消します。